

## 令和4年 第4回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和4年4月25日(金) 14時30分から15時00分
2. 開催場所 : コミュニティセンター進修館 小ホール
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	○
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	小林 美香
	農地調整担当主事	益子 智渚

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、13名でございます。欠席委員は、1名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「3番岡村宏一委員」と「4番森山松年委員」指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2に入る前に、「農業委員会総会審議における意見聴取について」事務局説明願います。

#### <事務局説明>

(会長)

それでは意見聴取のポイントを踏まえながら審議を進めていただきたいと思います。

(会長)

日程第2・議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田と畑4筆で面積は合計522㎡でございます。譲渡人は山梨県にお住まいです。譲受人は宮代町在住になります。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は今回の申請地を相続しましたが、お住いの山梨県からは遠いため、管理するだけの状態でした。そこで申請地の近くにお住いの譲受人への譲渡に至った次第です。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。県道■■■■■すぐそばの

古利根川と姫宮落川に挟まれた場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は露地野菜等の作付けを行う計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は春日部市内に1筆(3,169㎡)、幸手市内に1筆(2,933㎡)、宮代町内に9筆(8,580㎡)ございます。総面積は14,682㎡ございます。事前に事務局で町内農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

#### 〈現況の確認〉

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法第3条第2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は15,204㎡となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年300日従事と記載されておりました。

4点目は農業生産法人の要件についてですが、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

ご審議願います。

何かご意見のある方いらっしゃいますか。

(■番■■委員)

先ほど、折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認させていただきました。

現地を視察した結果適切に管理されており、問題ないかと思しますので審議のほどお願いいたします。

(会長)

他にご意見のある方いらっしゃいますか。

(■■番■■委員)

地元担当委員の立場から意見申し上げます。

該当の土地につきましては耕運がなされており、畑作する上で問題なく耕作できると思われま。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします

(会長)

続きまして、日程第3・議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■1筆で面積は220㎡でございます。譲受人は宮代町内に本拠地を置く法人です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は資材置場です。権利の移転形態は使用貸借権の設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は申請地の隣接に代表者の自宅兼事業所を構え、リフォーム工事及び内装仕上げ工事等を目的に営業しております。

営業で使用する資材として「足場板」、「単管パイプ」、「塗装材料の一斗缶」、「リフォーム工事排出ゴミ」、これらを自宅兼事業所の敷地内に置いています。

代表者の家族、特に子供達の安全確保の点から、これらの物を自宅敷地内に置くのは好ましくないということで今回の申出にいたしました。なお、こちら

は令和 4 年 3 月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■■■■■の南に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。「足場板を約 30 枚」、「単管パイプを 30 本」、「脚立 6 脚」、「台車 3 台」、「塗装缶 20 缶」、「リフォーム工事排出ゴミ 30 m<sup>3</sup>」、仕事用自動車を 2 台置く計画です。現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

ご審議願います。

何かご意見ある方いらっしゃいますか。

(■番■■委員)

先ほど総会の前に、折原会長、■■委員、事務局で現地確認して参りました。キレイに管理されていまして問題ないかと思われま。

(会長)

申請地につきまして現地確認をさせていただきましたが問題ないかと思いません。また、農業振興地域除外申請の許可が下りておりますので、農林事務所、開発等の確認事項につきましても問題ないかと思われま。

(会長)

他にご意見ないようございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 4 「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項について説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が4月11日となっております。11日までに4条届出はなく、5条届出が3件ございましたことを報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和4年第4回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和4年5月25日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_